

令和5年度以降の税率改定実施時期について

1 令和4年度の国民健康保険税率等の改定

埼玉県国民健康保険運営方針の内容を踏まえ、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため、赤字額を解消し、県が示す保険税水準の統一に向け取り組む必要があることから、令和4年度にコロナ禍において、低所得者に配慮しつつ、次の項目に重点を置き必要最小限とした1億5,000万円の増額を見込み税率改定を実施しました。

(1) 赤字額（法定外繰入金）の解消

税負担の公平性や県国保運営方針に基づき、原則、法定外繰入金を繰り入れない。

(2) 財政調整基金の活用

被保険者の負担増を抑制するため、積極的に財政調整基金の活用を図る。

(3) 標準保険税率に基づく税率等の改定

県が示す標準保険税率を基本として税率等の改定を実施する。

(4) 激変緩和措置を講じた段階的な税率等の改定

被保険者の急激な負担増を回避するため、税率等の改定を段階的に実施する。

(5) 2方式への移行

被保険者の急激な負担増を回避するため、増額幅が小さい改定の予定である2回目を実施する。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとする社会情勢の変化を捉え、状況に応じ柔軟に対応する。

2 令和4年度の税率改定の効果

当初課税時の国民健康保険被保険者の情報で税率の改定前と改定後の賦課額を試算して比較したところ、約1億4,500万円の効果が確認できました。

		改定前の税率での試算	改定後の税率での試算	差 額（効果額）
医 療 分	所得割	1,574,121,779 円	1,574,121,779 円	0 円
	資産割	106,037,614 円	106,037,614 円	0 円
	均等割	502,821,000 円	502,821,000 円	0 円
	平等割	45,925,350 円	45,925,350 円	0 円
	小 計	2,228,905,743 円	2,228,905,743 円	0 円
支 援 分	所得割	432,490,464 円	505,308,821 円	72,818,357 円
	均等割	201,128,400 円	251,410,500 円	50,282,100 円
	小 計	633,618,864 円	756,719,321 円	123,100,457 円
介 護 分	所得割	116,111,942 円	130,363,784 円	14,251,842 円
	均等割	93,370,800 円	101,151,700 円	7,780,900 円
	小 計	209,482,742 円	231,515,484 円	22,032,742 円
合 計		3,072,007,349 円	3,217,140,548 円	145,133,199 円

3 国民健康保険事業費納付金について

県から示される事業費納付金の額については、年度によって大きく上下変動しており、未だ平準化が図られていない状況にあります。

令和4年度当初予算における事業費納付金の額は、過去の決算額の平均を基に計上しましたが、県から示された本算定の事業費納付金の額が次の理由により想定外に大きくなりました。これは、県内全市町村に影響がありました。

(1) 前期高齢者交付金

令和2年度における新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響により、令和2年度分の概算交付額に対する精算金（返還金）が増加した

(2) 事業費納付金の過多調整

令和4年度の事業費納付金算定の減算として活用を予定していた令和2年度分の過多調整について、「令和3年度納付金が拡大する見込みである」、「後年度の納付金不足等に備え一定額を留保する必要がある」などの理由により、減算には活用しないこととした

これにより、令和4年度会計において次のとおり2億7,682万円の不足額が生じました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
			当初予算	本算定
事業費納付金	37億5,445万円	39億6,403万円	38億3,163万円	41億845万円
増減 (前年度比)	△3億8,383万円	+2億958万円	△1億3,240万円	+1億4,442万円

2億7,682万円の不足

4 国民健康保険財政調整基金について

令和4年度は、不足額の補填について、国民健康保険財政調整基金の当初残高を全額繰り入れる予定であります、これだけでは埋められない状況であります。

	令和2年度	令和3年度 (決算見込)	令和4年度 (9月補正予算)
年度当初基金残高	457,804,468円	507,593,849円	258,802,375円
年度中の積立額	179,614,381円	16,108,526円	149,000円
年度中の取崩額 (国保特会基金繰入額)	129,825,000円	264,900,000円	258,802,000円
年度末基金残高	507,593,849円	258,802,375円	149,375円

5 令和5年度以降の税率改定実施時期について

平成30年度から国民健康保険が広域化され、都道府県が新たに財政運営の責任主体となりました。都道府県は運営方針を策定し、市町村は運営方針に基づいて国民健康保険の運営をおこなっています。

当市においては、埼玉県が策定した埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、県から示される事業費納付金や標準保険税率の推移等から税率等の改定の実施時期や改定内容を検討し、実施する必要があります。

このことを踏まえ、令和4年度に国民健康保険の税率を改定し、賦課額にして約1億4,500万円増額の効果が見込まれておりますが、市の国民健康保険税率と標準保険税率との乖離は解消できておらず、赤字が生じています。

令和4年度予算においては、3で示した県が各市町村から徴収する事業費納付金の減算要因であります前期高齢者交付金について、令和2年度のコロナによる受診控えに対する交付金の精算分として、予測以上に県が返還しなければならない事態となったこと、また、事業納付金から減算されるべき令和2年度分の過剰分の減算について、令和3年度分の医療費不足分に充てることなどの理由により減算しなくなったことがなければ、令和4年度の国保税率改定案でお示ししたとおり、税率改定額1億5,000万円及び財政調整基金2億円を取り崩すことで、計画どおりに予算を執行することができる予定でありました。

令和4年度は9月補正では、赤字解消のため、国民健康保険財政調整基金残高のほぼ全額の繰り入れを予定しております。これにより、今後、基金の繰り入れが出来ない状況となりますので、令和2年度以降は繰り入れを行っていなかった法定外繰入金を繰り入れることになることが予想されます。

こうしたことから、すでに税率の改定が必要な状況にあると言えますが、コロナ禍であり被保険者の負担を考慮しますと、2年連続の税率改定の実施は困難と判断されるため、令和5年度の税率改定の実施は見送ることが望ましいと考えます。

なお、令和6年度以降の税率改定については、当市の国保財政状況、国・県の動向、近隣市をはじめとする県内市町村の税率、社会情勢等を参考に、令和5年度に当協議会でご協議いただきたいと存じます。

【参考】

国民健康保険税率と県が示す標準保険税率との乖離について

令和4年度税率改定により約1億4,500万円、賦課額の増額が見込まれますが、当市の税率と県が示す標準保険税率とで賦課額を試算して比較したところ、未だ不足額が生じている状況です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
			改定前の税率	改定後の税率
標準保険税率に対する不足額	約1億3,500万円	約2億9,900万円	約5億1,200万円	約3億6,700万円
増減(前年度比)	△1億5,800万円	+1億6,400万円	+2億1,300万円	+6,800万円